横 浜 市 記 者 発 表 資 料

令和６年８月２日
教育委員会事務局
北部学校教育事務所
南部学校教育事務所
東部学校教育事務所
小中学校企画課
教 育 施 設 課

横浜市立学校におけるプールの水の流失について

横浜市立茅ケ崎東小学校（都筑区）、港南台第一小学校（港南区）及び寛政中学校（鶴見区）において、プールへの給水作業の際に、水道水の流失が発生しました。

１　茅ケ崎東小学校の事案概要

(1)　概要

６月３日（月）のプール清掃に向けて、揚水ポンプが正常に作動し、プールに給水されることを確認するため、教諭Ａが５月 31 日（金）に試運転を行いました。給水確認後、停止操作を失念したまま退勤し、６月３日（月）まで給排水が継続しました。

(2)　経過

５月 31 日（金）

16 時 20 分頃　教諭Ａが１階ポンプ室で屋上プール揚水ポンプの試運転を開始
16 時 50 分頃　教諭Ａが屋上プールで給水されていることを確認
17 時 05 分　　教諭Ａは、揚水ポンプの停止操作を失念し、退勤

６月　３日（月）

8 時 50 分頃　プール清掃事業者からの報告を受け、管理職が揚水ポンプを停止

(3)　原因

令和６年２月に「プール給水・止水マニュアル」を作成しましたが、教諭Ａは「試運転はマニュアルの対象外」と思い込み、定められた作業手順に従わなかった上、揚水ポンプの停止を失念しました。

なお、この学校にはプールが満水になると自動で止水する装置が設置されていましたが、プール清掃を控えていたため、排水口は開いている状態であり、当該装置が機能しない状況でした。

(4)　流出量

推定流出量　835 ㎥

２　港南台第一小学校の事案概要

(1)　概要

６月５日（水）午後に１時間程度給水を行いました。教諭Ｂは止水したと認識していましたが、翌朝６月６日（木）の朝、地域住民からの通報を受け、プールの状況を確認したところ、給水栓が開いておりプールから水が溢れ出ていました。なお、当該校には満水になると自動で止水する装置が設置されていませんでした。

(2)　経過

６月３日（月）教諭Ｂが管理職に報告の上、漏水点検を兼ね約１時間プールの給水を実施
６月４日（火）教諭Ｂが管理職に報告の上、漏水点検を兼ね約１時間半プールの給水を実施

裏 面 あ り

６月５日（水）プールの水が減っていたことから、教諭Ｂは漏水や排水弁の点検を実施。
排水弁がしっかり締まっていなかったことから、排水弁の締め直しを行った。

14 時頃　教諭Ｂが管理職に報告の上、引き続き、漏水点検を兼ね給水開始

15 時頃　教諭Ｂは給水栓のハンドルを止まるまで回し、止水したと管理職へ報告

６月６日（木）

７時半頃　地域住民から学校横の擁壁から水が流れ出している旨の通報を受け、擁壁の上部に位置するプールの状況を確認したところ、給水栓が開いておりプールから水が溢れ出ていたため、止水

(3)　防止できなかった要因

プール給水・止水マニュアルでは、少なくとも２人以上で給水栓の開栓・閉栓を行う旨定められていましたが、教諭Ｂは６月７日の校内でのプール説明会以降に運用開始と思い、１人で作業を行っていました。

(4)　流出量

推定流出量　260 ㎥

３　寛政中学校の事案概要

(1)　概要

７月 27 日（土）に教諭Ｃがプールの水面の浮遊物を除去するため、プールの水を溢れさせることを目的に給水を行いました。その後、止水することを失念したまま退勤し、７月 29 日（月）まで給排水が継続しました。

(2)　経過

７月 27 日（土）

14 時頃　教諭Ｃがプールの給水を開始

14 時 40 分頃　教諭Ｃが止水を失念し退勤

７月 29 日（月）

11 時頃　校内で空調設備の動作監視を行っている委託事業者の従業員がプールの給水メーターが回っていることに気づき、報告を受けた教職員が止水

(3)　原因

令和６年３月に「プール給水・止水マニュアル」を作成しましたが、プールを管理する教職員に対して十分に周知されていませんでした。

また、作業日が土曜日であったため、１人で作業を行っていました。

(4)　流出量

推定流出量　768 ㎥

４　当該教諭及び校長への対応

今回、３校において同様な事案が発生したことを重く受け止め、３校とも当該教諭に対し「厳重注意」、校長に対し「厳重注意（管理者責任）」を行いました。

なお、弁護士への相談を含めて慎重に検討を行った結果、文部科学省の依頼文（令和６年７月10日６文科初第885号「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について」）の趣旨も踏まえ、再発防止に向けた取組を進め、損害賠償請求は行わないこととしました。

次ページあり

5　再発防止に向けた取組

(1)　マニュアルが水泳学習期間外にも適用されることを明記するなど、見直しを図るとともに、マニュアルどおりのチェック体制等について周知徹底を図ります。また、退勤前にプールの給水・止水状況を最終確認することを新たにマニュアルに加え、複層的に確認できる仕組みとします。

(2)　給水中であることを自動的に職員室等に表示する装置の設置などを、学校現場の意見も取り入れながら検討していきます。

6　東部、南部及び北部学校教育事務所長コメント

本市においては、昨年度もプールの水の流失事案が発生し、全校で再発防止に向けた取組を進めてきたところですが、再びこのような事案を３件続けて発生させてしまったことを深くお詫びいたします。

今後、関係課と連携し、各学校に対しプールの給水・止水状況を必ず確認するよう周知徹底を図るとともに、新たな装置の設置などの再発防止策を検討してまいります。

お問合せ先			
（茅ケ崎東小学校に関すること）	教育委員会事務局　北部学校教育事務所教育総務課長	鳥山由美	Tel 045-944-5968
（港南台第一小学校に関すること）	教育委員会事務局　南部学校教育事務所教育総務課長	小田繁治	Tel 045-843-6403
（寛政中学校に関すること）	教育委員会事務局　東部学校教育事務所教育総務課長	青木正章	Tel 045-411-0603
（再発防止（5(1)）に関すること）	教育委員会事務局　小中学校企画課長	高橋義成	Tel 045-671-3265
（再発防止（5(2)）に関すること）	教育委員会事務局　教育施設課担当課長	杉浦達彦	Tel 045-671-3258